

1 必要性の乏しい手続の原則廃止

(1) 申請件数が0件のもの

手続名	根拠法令	措置内容			2005年度(平成17年度)まで措置が困難とする理由	備考
		2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)		
の特例に関する 届出	の特例に関する 法律 第 条	法自体の廃止可能性の検討	法令改正等措置			
の解散の届出	法律 第 条 第 項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき設立された法人の解散が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
実務講習機関の指定	宅地建物取引業法第13条の1第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき講習事務を行うとする者が今後指定を受けることがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
都道府県知事が行う宅地建物取引主任者資格試験の申込み	宅地建物取引業法第16条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 当該試験に関する事務は都道府県知事が指定試験機関に委託しており、指定試験機関の廃業等により都道府県知事が直接当該事務を行うことがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
指定講習機関の指定	宅地建物取引業法第16条第3項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき講習事務を行うとする者が今後指定を受けることがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
指定試験機関の指定	宅地建物取引業法第16条の2				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき試験事務を行うとする者が今後指定を受けることがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
指定試験機関の名称等の変更の届出	宅地建物取引業法第16条の4第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき指定試験機関が名称等を変更することがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
指定試験機関の名称等の変更の届出	宅地建物取引業法第16条の5第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき指定試験機関が名称等を変更することがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
業務の一部の委託の承認	宅地建物取引業法第50条の3第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき指定流通機構が今後業務の一部を委託することがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
登録業務規程の認可	宅地建物取引業法第50条の5第1項前段				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき新たに指定された指定流通機構が今後登録業務規程を定めることがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
事業計画及び収支予算の変更の認可	宅地建物取引業法第50条の8第1項後段				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき指定流通機構が今後事業計画及び収支予算を変更することがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
登録業務の休廃止の届出	宅地建物取引業法第50条の13第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき指定流通機構が今後登録業務を休廃止すること等があり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
指定保証機関の指定	宅地建物取引業法第51条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき手付金等保証業務を行うとする者が今後指定を受けることがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
指定保証機関の廃業等の届出	宅地建物取引業法第55条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき指定保証機関が廃業すること等があり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
指定保証機関の兼業の承認	宅地建物取引業法第56条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき指定保証機関が新たに他の業務を行うとすることがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
指定保証機関の事業計画書記載事項変更の届出	宅地建物取引業法第63条第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき指定保証機関が今後事業計画書記載事項を変更することがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
指定保管機関の指定	宅地建物取引業法第63条の3第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき手付金等保管業務を行うとする者が今後指定を受けることがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
指定保管機関の廃業等の届出	宅地建物取引業法第63条の3第2項(第55条第1項準用)				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき指定保管機関が廃業すること等があり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
指定保管機関の事業計画書記載事項変更の届出	宅地建物取引業法第63条の3第2項(第63条第2項準用)				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき指定保管機関が今後事業計画書記載事項を変更することがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
指定保管機関の事業方法書の変更の認可	宅地建物取引業法第63条の4				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき指定保管機関が今後事業方法書を変更することがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
宅地建物取引業保証協会の指定	宅地建物取引業法第64条の2第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき宅地建物取引業保証協会の指定を受けようとする者が申請を行うことがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	

宅地建物取引業保証協会の名称等の変更の届出	宅地建物取引業法第64条の2第3項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき宅地建物取引業保証協会が今後名称等を変更することがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
宅地建物取引業保証協会の必要な業務の承認の申請	宅地建物取引業法第64条の3第3項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき宅地建物取引業保証協会が今後他に必要な業務を新たに行うことがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
宅地建物取引業保証協会の業務の一部委託の承認	宅地建物取引業法第64条の3第4項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき宅地建物取引業保証協会が今後業務の一部を委託することがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
宅地建物取引業保証協会が一般保証業務を行う場合の承認	宅地建物取引業法第64条の17第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき新たに指定された宅地建物取引業保証協会が今後一般保証業務を行うことがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
宅地建物取引業保証協会の一般保証業務廃止の届出	宅地建物取引業法第64条の17第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき宅地建物取引業保証協会が今後一般保証業務を廃止することがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
宅地建物取引業保証協会が行う手付金等保管事業についての事業方法書の承認	宅地建物取引業法第64条の17の2第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき新たに指定された宅地建物取引業保証協会が今後手付金等保管事業についての事業方法書の承認を申請することがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
宅地建物取引業保証協会が行う手付金等保管事業についての事業方法書の変更の認可	宅地建物取引業法第64条の17の2第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき宅地建物取引業保証協会が今後事業方法書を変更することがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
宅地建物取引業保証協会が行う手付金等保管事業廃止の届出	宅地建物取引業法第64条の17の2第3項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき宅地建物取引業保証協会が今後手付金等保管事業を廃止することがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
宅地建物取引業保証協会の解散に係る承認の申請	宅地建物取引業法第64条の19				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき宅地建物取引業保証協会が今後解散することがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
信託会社の届出	宅地建物取引業法第77条第3項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき信託会社が届出をして宅地建物取引業を営むことがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
指定講習機関の名称等の変更の届出	宅地建物取引業法施行規則第10条の8第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき指定講習機関が名称等を変更することがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
一般保証業務の変更の届出	宅地建物取引業法施行規則第26条の12				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき宅地建物取引業保証協会が今後一般保証業務に関して変更を行うことがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
手付金等保管事業の変更の届出	宅地建物取引業法施行規則第26条の13の3第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき宅地建物取引業保証協会が今後手付金等保管事業について変更を行うことがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
債権の申し出のある証明書交付請求	宅地建物取引業者営業保証金規則第9条第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき営業保証金の取りもし広告を行った者が、債権の申し出のある証明書の交付請求を行うことがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
不動産特定共同事業の変更の許可(經由事務)	不動産特定共同事業法第8条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき不動産特定共同事業者が事務所等の変更を行うことがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
特定信託会社による不動産特定共同事業の廃業等の届出	不動産特定共同事業法第46条第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき不動産特定共同事業者とみなされた特定信託会社が今後不動産特定共同事業を廃業すること等があり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
特定信託会社による不動産特定共同事業の届出	不動産特定共同事業法第46条第3項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき特定信託会社が今後不動産特定共同事業を営むことがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
特定金融機関による不動産特定共同事業の廃業等の届出	不動産特定共同事業法施行令第8条第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき不動産特定共同事業者とみなされた特定金融機関が今後不動産特定共同事業を廃業すること等があり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
特定金融機関による事業報告書の提出	不動産特定共同事業法施行令第8条第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき不動産特定共同事業者とみなされた特定金融機関が今後事業報告書を提出することがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
特定金融機関による不動産特定共同事業の届出	不動産特定共同事業法施行令第8条第3項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき特定金融機関が今後不動産特定共同事業を営むことがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
特定金融機関による変更等の届出	不動産特定共同事業法施行令第8条第4項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき不動産特定共同事業者とみなされる特定金融機関が今後届出内容を変更することがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	

不動産特定共同事業の業務管理者としての能力の審査・証明事業の認定	不動産特定共同事業の業務管理者としての能力の審査・証明事業認定規程第1条<不動産特定共同事業法>				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同規程に基づき、審査・証明事業を行うとする者が今後認定を申請することがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
資料の提出	不動産特定共同事業の業務管理者としての能力の審査・証明事業認定規程第8条<不動産特定共同事業法>				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同規程に基づき認定法人が今後国土交通大臣の請求を受けて資料を提出することがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
事業の廃止の届出	不動産特定共同事業の業務管理者としての能力の審査・証明事業認定規程第9条<不動産特定共同事業法>				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同規程に基づき認定法人が今後審査・証明事業を廃止することがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
積立式宅地建物販売業の許可(經由事務)	積立式宅地建物販売業法第3条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき許可申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
許可申請事項変更の届出(1)商号、名称(2)役員等の氏名等(3)事務所の所在地等(4)資本金等(5)その他(經由事務)	積立式宅地建物販売業法第10条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき許可業者の許可申請事項について、今後変更があり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
積立式宅地建物販売契約約款変更の届出(經由事務)	積立式宅地建物販売業法第10条第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき契約約款について、今後変更があり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
廃業等の届出(1)合併による消滅(2)破産(3)合併又は破産以外の理由による解散(4)積立式宅地建物販売業を廃止(經由事務)	積立式宅地建物販売業法第11条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき許可業者について、今後廃業の届出があり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
積立金等保全措置が講ぜられている旨の届出	積立式宅地建物販売業法第21条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:今後、許可に伴う積立金等保全措置が講じられることがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
営業保証金取戻しの承認	積立式宅地建物販売業法第23条第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき許可業者について、今後営業保証金取戻し申請があり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
営業保証金供託委託額減額の承認	積立式宅地建物販売業法第23条第3項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき許可業者について、今後営業保証金供託委託額減額申請があり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
権利の実行があつた場合の新たな積立金等保全措置を講じた場合の届出	積立式宅地建物販売業法第24条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき、今後新たな積立金等保全措置が講じられることがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
公告をすべき旨の請求	積立式宅地建物販売業法第28条				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき許可業者について、今後営業保証金取戻し申請があり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
債権の申出	積立式宅地建物販売業法第29条				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき許可業者について、今後営業保証金取戻し申請があり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
事業報告書の提出	積立式宅地建物販売業法第49条				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき許可業者について、事業報告書の提出があり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
許可証の書換交付	積立式宅地建物販売業法施行規則第6条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき許可業者について、今後許可証の書換交付があり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
許可証の再交付(亡失、滅失の場合)	積立式宅地建物販売業法施行規則第7条				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき許可業者について、今後許可証再交付があり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
許可証の再交付(汚損、破損の場合)	積立式宅地建物販売業法施行規則第7条				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき許可業者について、今後許可証再交付があり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
営業保証金の保管替え等の届出	積立式宅地建物販売業法施行規則第19条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき許可業者について、今後営業保証金の保管替えがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
要約損益計算書の提出	積立式宅地建物販売業法施行規則第29条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき許可業者について、事業報告書の提出があり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
要約貸借対照表の提出	積立式宅地建物販売業法施行規則第29条第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき許可業者について、事業報告書の提出があり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
国土交通大臣に対する管理業務主任者試験の申込み	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第57条第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:当該試験に関する事務は国土交通大臣が指定試験機関に委託しており、指定試験機関が産業する等により国土交通大臣が直接当該事務を行うことがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	

保証業務の変更の届出	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第98条				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき試験事務を実施するのに適切である者が今後指定を受けることがあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
支援事業実施機関の指定	地域伝統芸能を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第8条、地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令第1条				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
支援事業実施機関の名称等の変更の届出	地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令第2条第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同令に基づき申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
指定登録機関の指定申請	国際観光ホテル整備法第19条第2項、3項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
情報提供実施機関の指定申請	国際観光ホテル整備法第35条				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
指定法人の指定申請	国際観光ホテル整備法第41条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同令に基づき申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
標識等の移転請求	国土調査法第30条第3項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき標識等の移転の請求が今後予想されるため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
不動産鑑定士等の団体の届出	不動産の鑑定評価に関する法律第52条				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	実績ありのため検討対象外
実務補習規程の認可	不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第4条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	実績ありのため検討対象外
実務補習規程の変更の認可	不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第4条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき変更の申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	実績ありのため検討対象外
不動産鑑定士等の団体の届出事項の変更の届出	不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第37条第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき変更の申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	実績ありのため検討対象外
不動産鑑定士等の団体の解散の届出	不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第37条第3項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同法に基づき届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
施行計画の意見書の送付(経由事務)	新都市基盤整備法第25条第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 今後事業ツールとして活用される可能性があること、関連法手続とのバランスもことから、廃止は困難)	
施行計画の変更の意見書の送付(経由事務)	新都市基盤整備法第25条第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 今後事業ツールとして活用される可能性があること、関連法手続とのバランスもことから、廃止は困難)	
標識の移転又は除却の承諾(知事1号法定受託)	新住宅市街地整備法第34条第4項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 今後事業ツールとして活用される可能性があること、関連法手続とのバランスもことから、廃止は困難)	
開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分についての承認申請の手続(知事1号法定受託)	新都市基盤整備法第51条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 今後事業ツールとして活用される可能性があること、関連法手続とのバランスもことから、廃止は困難)	
特別施行者に係る施行計画の認可(知事自治)	新住宅市街地整備法第46条				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 今後事業ツールとして活用される可能性があること、関連法手続とのバランスもことから、廃止は困難)	
特別施行者に係る施行計画の変更の認可(知事自治)	新住宅市街地開発法第46条				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 今後事業ツールとして活用される可能性があること、関連法手続とのバランスもことから、廃止は困難)	
施行計画の意見書の提出(知事自治)	新都市基盤整備法第25条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 今後事業ツールとして活用される可能性があること、関連法手続とのバランスもことから、廃止は困難)	
施行計画の変更の意見書の提出(知事自治)	新都市基盤整備法第25条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 今後事業ツールとして活用される可能性があること、関連法手続とのバランスもことから、廃止は困難)	
施行計画の意見書の提出(知事自治)	新都市基盤整備法第25条第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 今後事業ツールとして活用される可能性があること、関連法手続とのバランスもことから、廃止は困難)	
施行計画の変更の意見書の提出(知事自治)	新都市基盤整備法第25条第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 今後事業ツールとして活用される可能性があること、関連法手続とのバランスもことから、廃止は困難)	

開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分についての承認申請の手續（知事 自治）	新都市基盤整備法第51条第1項	-	-	-	-	「手續の性質上、僅少な手續」に該当するため廃止困難。（理由：今後事業ツールとして活用される可能性があること、関連法手續とのバランスもあることから、廃止は困難）	
当事者による造成工場敷地の権利の設定、移転に係る承認（首長又は大臣）	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第25条	-	-	-	-	「手續の性質上、僅少な手續」に該当するため廃止困難。（理由：今後事業ツールとして活用される可能性があること、関連法手續とのバランスもあることから、廃止は困難）	
当事者による造成工場敷地の権利の設定、移転に係る承認（首長又は大臣）	近畿圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第34条第1項	-	-	-	-	「手續の性質上、僅少な手續」に該当するため廃止困難。（理由：今後事業ツールとして活用される可能性があること、関連法手續とのバランスもあることから、廃止は困難）	
事業概要書の送付	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第12条第1項	-	-	-	-	「手續の性質上、僅少な手續」に該当するため廃止困難。（理由：同法に基づき大深度地下で事業を行うことが今後あり得るため、その際の手続として廃止することはできない。）	
使用認可申請書の提出	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第1項	-	-	-	-	「手續の性質上、僅少な手續」に該当するため廃止困難。（理由：同法に基づき大深度地下で事業を行うことが今後あり得るため、その際の手続として廃止することはできない。）	
使用認可の通知	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第21条第2項及び第22条第1項	-	-	-	-		国民等からの申請、届け出手續に当たらないため、検討対象外。
権利の譲渡の承認の申請	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第28条第2項	-	-	-	-	「手續の性質上、僅少な手續」に該当するため廃止困難。（理由：同法に基づき大深度地下で事業を行うことが今後あり得るため、その際の手続として廃止することはできない。）	
事業の廃止又は変更の届出	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第30条第1項	-	-	-	-	「手續の性質上、僅少な手續」に該当するため廃止困難。（理由：同法に基づき大深度地下で事業を行うことが今後あり得るため、その際の手続として廃止することはできない。）	
拠点法 産業業務施設の移転計画の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第1項	-	-	-	-	「手續の性質上、僅少な手續」に該当するため廃止困難。（理由：移転計画を提出し、認定を受けた者が税制上の特例を受けられることになっており、手續を廃止すると税制上の特例が受けられなくなるため。）	
拠点法 産業業務施設の移転計画の変更の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第4項	-	-	-	-	「手續の性質上、僅少な手續」に該当するため廃止困難。（理由：同法第33条第1項の手續の変更であるため。）	
公園施設の設置又は管理の許可の変更の申請	都市公園法第5条第2項	-	-	-	-	「手續の性質上、僅少な手續」に該当するため廃止困難。（理由：公園の活用状況等に応じて必要となる手続きであるため、廃止することはできない。）	
都市公園の占用許可の変更の申請	都市公園法第6条第2項	-	-	-	-	「手續の性質上、僅少な手續」に該当するため廃止困難。（理由：公園の活用状況等に応じて必要となる手続きであるため、廃止することはできない。）	
国の設置に係る都市公園の行為の許可の変更の申請	都市公園法第10条の3	-	-	-	-	「手續の性質上、僅少な手續」に該当するため廃止困難。（理由：公園の活用状況等に応じて必要となる手続きであるため、廃止することはできない。）	
公園施設の設置又は管理の許可の申請（公園予定地内）	都市公園法第23条第3項	-	-	-	-	「手續の性質上、僅少な手續」に該当するため廃止困難。（理由：公園の活用状況等に応じて必要となる手続きであるため、廃止することはできない。）	
公園施設の設置又は管理の許可の変更の申請（公園予定地内）	都市公園法第23条第3項	-	-	-	-	「手續の性質上、僅少な手續」に該当するため廃止困難。（理由：公園の活用状況等に応じて必要となる手続きであるため、廃止することはできない。）	
都市公園の占用許可の申請（公園予定地内）	都市公園法第23条第3項	-	-	-	-	「手續の性質上、僅少な手續」に該当するため廃止困難。（理由：公園の活用状況等に応じて必要となる手続きであるため、廃止することはできない。）	
都市公園の占用許可の変更の申請（公園予定地内）	都市公園法第23条第3項	-	-	-	-	「手續の性質上、僅少な手續」に該当するため廃止困難。（理由：公園の活用状況等に応じて必要となる手続きであるため、廃止することはできない。）	
国の設置に係る都市公園の行為の許可の申請（公園予定地内）	都市公園法第23条第3項	-	-	-	-	「手續の性質上、僅少な手續」に該当するため廃止困難。（理由：公園の活用状況等に応じて必要となる手続きであるため、廃止することはできない。）	
国の設置に係る都市公園の行為の許可の変更の申請（公園予定地内）	都市公園法第23条第3項	-	-	-	-	「手續の性質上、僅少な手續」に該当するため廃止困難。（理由：公園の活用状況等に応じて必要となる手続きであるため、廃止することはできない。）	
登録要件を欠くに至った場合等の届出	下水道処理施設維持管理業者登録規程第8条第3項	-	-	-	-	「手續の性質上、件数が僅少な手續」に該当するため、廃止困難（理由：同規程に基づき登録された業者が要件を欠くに至ることが今後もあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある）	
廃業等の届出	下水道処理施設維持管理業者登録規程第9条	-	-	-	-	「手續の性質上、件数が僅少な手續」に該当するため、廃止困難（理由：同規程に基づき登録された業者が要件を欠くに至ることが今後もあり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある）	
管理者以外の者の行う工事の承認及び条件の付与	下水道法第16条及び第33条< 都市基盤整備公団法施行令第10条第1項第2号 >	-	-	-	-	「手續の性質上、件数が僅少な手續」に該当するため、廃止困難（理由：本手續は、主体が地方自治体であり、国に対する申請手續は0件となっているもの、各自治体では定期的に行われている手續であるため。）	

都市下水道に係る行為の制限等許可及び条件の付与	下水道法第29条第1項及び第33条<都市基盤整備公団法施行令第10条第1項第5号>	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難(理由:本手続は、主体が地方自治体であり、国に対する申請手続は1件となっているものの、各自治体では定期的に行われている手続であるため。)	
市街地開発事業等予定区域内の土地建物等の有償譲渡についての届出(行政機関等が施行予定者の場合)(第57条の4において準用する場合を含む)	都市計画法第52条の3第2項	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
市街地開発事業等予定区域内の土地の買取請求(行政機関等が施行予定者の場合)(第57条の5において準用する場合を含む)	都市計画法第52条の4	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
事業地内の土地建物等の有償譲渡についての届出(行政機関等が施行者の場合)	都市計画法第67条第1項	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
補償金を供託しなくても良い旨の申出	都市再開発法第92条第4項	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
建築計画等の提出	都市再開発法第99条の4	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
特定施設建築物建築工事の完了の届出	都市再開発法第99条の6第1項	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
施行者の承認を受けて、建築計画を変更することができる	都市再開発法第99条の7	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
抵当権等が存する場合の交付清算金を供託しなくても良い旨の申出	都市再開発法第105条第1項	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
譲受け権に対する物上代位権の消滅に関する合意成立の届出	都市再開発法第118条の19第2項	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
建築物の収用の請求	都市再開発法第118条の26第1項	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
関係簿書の閲覧請求	都市再開発法第134条第2項	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
特定施設建築物の建築計画の提出	都市再開発法施行規則第34条の3	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
特定施設建築物の管理処分に関する計画の提出	都市再開発法施行規則第34条の4	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
借家条件の裁定申立書の提出	都市再開発法施行規則第35条第1項	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
借家条件の裁定前の当事者からの意見聴取	都市再開発法施行規則第35条第2項	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
土地区画整理審議会の委員の改選請求(第71の4条第3項による読み替え)	土地区画整理法第58条第7項	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
補償金の供託をしなくても良い旨の申し出(除却物件の債権者)	土地区画整理法第78条第5項	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
標識の移転の承諾	土地区画整理法第81条第2項	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
施行者の備付簿書の閲覧の請求	土地区画整理法第84条第2項	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
権利の種類及び内容の申告	土地区画整理法第85条第1項	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
移転等があった場合の権利の申告	土地区画整理法第85条第3項	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	

住宅先行建設区への換地の申出	土地区画整理法第85条の2第1項	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難。(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
住宅先行建設区への換地の申出に伴う住宅の建設計画の提出	土地区画整理法第85条の2第2項	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難。(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
市街地再開発事業区への換地の申出に対する指定又は決定の通知	土地区画整理法第85条の2第5項	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難。(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
市街地再開発事業区への換地の申出	土地区画整理法第85条の3第1項	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難。(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
市街地再開発事業区への換地の申出に対する指定又は決定の通知	土地区画整理法第85条の3第5項	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難。(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
建築物の一部等を与えられないで金銭により清算すべき旨の申出	土地区画整理法第93条第3項	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難。(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
抵当権等が存する場合の交付清算金を供託しなくても良い旨の申出	土地区画整理法第112条第1項	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難。(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
権利の放棄等に因り生じた損失の補償の請求	土地区画整理法第114条第3項	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難。(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
選挙人名簿に対する異議の申出	土地区画整理法施行令第21条第3項	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難。(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
当選の辞退の申出	土地区画整理法施行令第35条第6項	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難。(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
選挙又は当選の効力に関する異議の申出	土地区画整理法施行令第40条第1項	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難。(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
選挙又は当選の効力に関する異議の決定の交付	土地区画整理法施行令第40条第2項	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難。(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
改選請求代表者証明書の交付の請求	土地区画整理法施行令第43条第1項	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難。(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
改選請求代表者証明書の交付	土地区画整理法施行令第43条第2項	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難。(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
流通業務施設に関する計画の承認	流通業務市街地の整備に関する法律第37条第1項	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難。(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
標識の移転等の承諾	流通業務市街地の整備に関する法律第39条の2第2項	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難。(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
土地等が収用される場合の、土地等に定着する工作物の収用請求	流通業務市街地の整備に関する法律第39条の4第1項	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため、廃止困難。(理由:事業の進捗状況や地区事情に応じて必要となる手続であるため)	
工事施行申請期間の伸長	軌道法第5条第2項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:天災等やむを得ない事由により国土交通大臣の指定する期間内に工事施行認可を申請できない場合があり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。なお、平成15年度に申請予定あり)	今年度申請予定あり
道路等と自動車専用道路との連結又は交差に関する許可	道路法第48条の4第1項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:道路等が自由に自動車専用道路に連結し、又は交差したのでは、自動車専用道路の意図する交通の円滑化及び道路交通騒音によって生ずる障害の防止が望めない。従って、自動車専用道路の効用を妨げないようにするため、道路管理者の許可が必要であり、手続そのものを廃止することは、困難であるとともに、今後、このような手続は、あり得るため、その際の手続として設けておく必要がある。)	
高速自動車国道と道路等との連結の許可に関する手続(3号施設を2号施設とする場合)	高速自動車国道法第11条の2第4項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき許可された施設の内容変更が今後もあり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある)	
高速自動車国道と道路等との連結の許可の変更に関する手続	高速自動車国道法第11条の2第5項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき許可された施設の内容変更が今後もあり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある)	

連結許可に基づく地位の継承の届出	高速自動車国道法第11条の5第2項					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき許可された者について相続、合併等により地位が承継されることが今後もあり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある)	
社債募集及び長期借入に係る認可	東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第10条第1項					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:今後、東京湾横断道路株式会社から社債募集や長期借入に係る認可申請があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
立体交差化計画又は構造改良計画の変更計画の提出に係る都道府県知事の経由	踏切道改良促進法第4条第7項					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:当初の計画書については知事を經由し提出されるため、変更した場合においても同様に、知事が内容を把握した上で、国へ知事から經由し提出される必要がある。なお、平成13年度に実績あり)	平成13年度手続有り
連結許可に基づく地位の継承の承認	高速自動車国道法第11条の6第1項					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき許可された者について相続、合併等により地位が承継されることが今後もあり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある)	
賃貸住宅の譲渡等の承認	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令第7条第1項第1号					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき賃貸住宅の供給計画変更の申請が今後あり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある)	
賃貸住宅の譲渡等の承認	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令第7条第1項第1号					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき賃貸住宅の供給計画変更の申請が今後あり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある)	
賃貸住宅の供給計画変更の申請・認定の通知	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき賃貸住宅の供給計画変更の申請が今後あり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある)	
優良田園住宅建設計画変更の申請・認定	優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第6項及び第7項					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき優良田園住宅建設計画変更の申請が今後あり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある)	
特定賃貸住宅について居住以外の他の用途に併用する場合の公団の承諾	都市基盤整備公団法施行規則第33条第1項第2号	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:今後も申請があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
特定賃貸住宅について火災保険契約の締結をしない場合の公団の承諾	都市基盤整備公団法施行規則第33条第1項第4号	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:今後も申請があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
従業員に対し貸し付けている特定賃貸住宅について従業員以外の者に貸し付ける場合の公団の承諾	都市基盤整備公団法施行規則第33条第2項	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:今後も申請があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
分譲住宅譲渡対価の支払が完了するまでの間、居住の用途以外の用に供するための公団の承諾	住宅・都市整備公団法施行規則第19条第1項第2号	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:今後も申請があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
分譲住宅についての火災保険契約締結の免除に係る公団の承諾	住宅・都市整備公団法施行規則第19条第2項第1号	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:今後も承諾の申請があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
分譲住宅譲渡対価の支払が完了するまでの間、従業員以外の者に譲渡し、又は貸し付けるための公団の承諾	住宅・都市整備公団法施行規則第19条第3項第1号	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:今後も承諾の申請があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
分譲住宅譲渡対価の支払が完了するまでの間、他人に譲渡しようとするときの公団の承諾	住宅・都市整備公団法施行規則第19条第4項第1号	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:今後も承諾の申請があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
分譲住宅譲渡対価の支払が完了するまでの間、他人に譲渡しようとするときの公団の承諾	住宅・都市整備公団法施行規則第19条第6項	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:今後も承諾の申請があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
譲渡契約締結から5年間、自ら居住する者若しくは事業者で従業員以外の者に貸し付けようとするもの以外の者に譲渡し、又宅地の譲渡契約又は賃貸借契約における買戻しの免除に係る公団の承諾	住宅・都市整備公団法施行規則第19条第7項第1号 住宅・都市整備公団法施行規則第27条第1項第4号	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:今後も承諾の申請があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
公団が指定する期間内に、所有権の移転等しようとするときの公団の承諾	住宅・都市整備公団法施行規則第40条第1項第1号	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:今後も承諾の申請があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
用途外使用に係る公団の承諾	住宅・都市整備公団法施行規則第40条第1項第2号	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:今後も承諾の申請があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
併用軌道の例外許可の変更許可	軌道運転規則(軌道法)第2条第1項但書後段	-	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき許可されたものについて、変更することも今後あり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある)	

新設軌道と併用軌道とが交互にある線区における新設軌道の運転について鉄道運転規則によらず軌道運転規則によることとする場合等の届出	軌道運転規則（軌道法）第4条の2	-	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：同規則に該当する運転について、事業者において定められる場合も今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある）
細則の制定届出	無軌条電車運転規則（軌道法）第55条第2項	-	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：今後新し（無軌条電車が敷設され開業する場合もあり得ることから、必要な手続としてなお設けておく必要がある）
鉄道線路の譲渡条件の認可	鉄道事業法第15条第2項前段	-	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：今後新し（鉄道事業者が鉄道線路を譲渡する場合もあり得ることから、必要な手続としてなお設けておく必要がある。）
鉄道線路の譲渡条件の変更の認可	鉄道事業法第15条第2項後段	-	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：今後鉄道事業者が鉄道線路の譲渡条件を変更する場合もあり得ることから、必要な手続としてなお設けておく必要がある。）
索道事業の運輸に関する協定の変更の届出	鉄道事業法第38条（第18条後段準用）	-	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：今後索道事業者が運輸に関する協定を変更する場合もあり得ることから、必要な手続としてなお設けておく必要がある。）
命令で定める料金の設定の届出	軌道法第11条第2項	-	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：今後新し（軌道経営者が命令で定める料金を設定する場合もあり得ることから、必要な手続としてなお設けておく必要がある。）
命令で定める料金の変更の届出	軌道法施行規則第22条第3項<軌道法>	-	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：今後軌道経営者が命令で定める料金を変更する場合もあり得ることから、必要な手続としてなお設けておく必要がある。）
連絡運輸若しくは直通運輸又は運輸協定等の届出	軌道法施行規則第33条第1項<軌道法>	-	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：今後新し（軌道経営者が運輸に関する協定を設定する場合もあり得ることから、必要な手続としてなお設けておく必要がある。）
競落の許可	鉄道抵当法第76条	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：鉄道事業者が償還期限までに借入金等の償還をしなかったことにより、強制競売にかけられた場合に発生する手続であり、僅少ではあるが必要な手続である）
計算書の差出	鉄道抵当法第88条第1項	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：鉄道事業者が償還期限までに借入金等の償還をしなかったことにより、強制競売にかけられた場合に発生する手続であり、僅少ではあるが必要な手続である）
鉄道に係る災害による損失又は鉄道事業の一部の廃止により生じた損失もしくは鉄道事業用施設の除却に要する費用を繰延資産として整理することの許可	鉄道事業法第20条第2項	-	-	-	-	「臨時的・例外的な事象を対象とする手続」に該当するため廃止困難。（理由：鉄道に係る災害による被害で生じた費用の会計上の整理に関する特例の許可であり、災害発生時の例外的な手続ではあるが必要な手続である）
規則と異なる会計整理の許可	鉄道事業会計規則<鉄道事業法>第2条	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：会計の整理が当該規則の定める会計整理と著しく異なる場合に、異なった会計整理を許可する手続であり、僅少ではあるが必要な手続である）
軌道に係る災害による損失又は鉄道事業の一部の廃止により生じた損失もしくは軌道事業用施設の除却に要する費用を繰延資産として整理することの許可	軌道法第26条（鉄道事業法第20条第2項準用）	-	-	-	-	「臨時的・例外的な事象を対象とする手続」に該当するため廃止困難。（理由：軌道に係る災害による被害で生じた費用の会計上の整理に関する特例の許可であり、災害発生時の例外的な手続ではあるが必要な手続である）
軌道財団の拡張、分割、合併認可	鉄道ノ抵当ニ関スル法律第1条（鉄道抵当法第13条の5準用）	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：軌道財団に関して3件共に申請のあり得る手続であり、僅少ではあるが必要な手続である）
競落の許可	鉄道ノ抵当ニ関スル法律第1条（鉄道抵当法第76条準用）	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：軌道事業者が償還期限までに借入金等の償還をしなかったことにより、強制競売にかけられた場合に発生する手続であり、僅少ではあるが必要な手続である）
計算書の差出	鉄道ノ抵当ニ関スル法律第1条（鉄道抵当法第88条第1項準用）	-	-	-	-	「手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：軌道事業者が償還期限までに借入金等の償還をしなかったことにより、強制競売にかけられた場合に発生する手続であり、僅少ではあるが必要な手続である）
索道事業者たる法人の合併の認可	鉄道事業法第38条（第26条第2項準用）	-	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：同法に基づき事業許可を受けた索道事業者の合併が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある）
索道事業の相続の認可	鉄道事業法第38条（第27条第1項準用）	-	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：同法に基づき事業許可を受けた索道事業の相続が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある）
認定鉄道事業者の認定の更新	鉄道事業法施行規則第25条第2項	-	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：認定制度は、平成12年3月1日より施行されたものであり、全ての認定事業者は認定期間（5年又は10年）を満了していないため申請件数が0となっているものである。今後、更新時期には多くの事業者が認定の更新を申請すると考えられ、その際の手続としてなお設けておく必要がある）

限定の変更の承認	鉄道事業法施行規則第26条の2第1項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:認定制度は、平成12年3月1日より施行されたものであり、各事業者はこれまでのところ限定の変更を要しなかったため、申請件数が0となっているものである。今後、事業者の業務の変更等により限定を変更することが十分に考えられるため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)
特別の構造の許可	専用鉄道施設の技術上の基準を定める省令<鉄道事業法>附則第4項(改正前の同省令第3条適用)	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:専用鉄道事業者が事業を進めていく過程で、規定により難しい特別の構造によるものが今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)
行為制限区域の指定に関し必要な資料の提出	全国新幹線鉄道整備法附則第13項(第10条第3項準用)	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:行為制限区域の指定が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)
新幹線鉄道規格新線等の工事実施計画の添付書類の変更の提出	全国新幹線鉄道整備法施行規則附則第4項(第3条第3項準用)	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:新幹線鉄道規格新線等の工事実施計画の添付書類の変更が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)
行為制限区域の指定に関し必要な資料の提出	全国新幹線鉄道整備法第10条第3項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:行為制限区域の指定が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)
自動車道事業の免許	道路運送法第47条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく事業免許の申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)
一般自動車道の工事施行の認可	道路運送法第50条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく工事施行の許可申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)
一般自動車道の工事施行の認可申請期間の伸長	道路運送法第50条第3項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく工事施行の認可申請期間の伸長が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)
一般自動車道の工事完成期間の伸長	道路運送法第56条第2項(第50条第3項準用)				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく工事完成期間の伸長が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)
一般自動車道の工事の完成検査	道路運送法第57条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく工事の完成検査が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)
一般自動車道の構造及び設備の検査	道路運送法第58条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく構造及び設備の完成検査が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)
一般自動車道の構造及び設備の一部検査	道路運送法第59条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく構造及び設備の一部検査が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)
自動車事業の再開検査	道路運送法第60条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく事業の再開検査が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)
一般自動車道の供用約款の認可	道路運送法第62条第1項前段				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく供用約款の認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)
一般自動車道の供用約款の変更認可	道路運送法第62条第1項後段				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく供用約款の変更認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)
一般自動車道の保安上の供用制限の変更認可	道路運送法第63条第1項後段				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく保安上の供用制限の変更認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)
事業計画変更の認可(1)車線数、路面の種類、設計速度、設計重量(2)他の道路、鉄道等との交差位置等	道路運送法第66条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく事業計画変更の認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)
事業計画の軽微な変更の届出(1)主たる事務所、営業所の名称及び位置(2)料金徴収所、駐車場の名称及び位置	道路運送法第66条第3項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく事業計画の軽微な変更の届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)
自動車道事業の相続の認可	道路運送法第72条(第37条第1項準用)				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく事業の相続の認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)
自動車道事業者たる法人の解散の認可	道路運送法第72条(第39条第1項準用)				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく事業者たる法人の解散の認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)
専用自動車道の供用開始前検査	道路運送法第75条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく供用開始前検査が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)

専用自動車道の工事施行の認可	道路運送法第75条第3項 (第50条第1項準用)				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく工事施行の認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
専用自動車道の工事方法の変更の認可	道路運送法第75条第3項 (第54条第1項準用)				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく工事方法の変更の認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
専用自動車道の軽微な工事方法の変更の届出	道路運送法第75条第3項 (第54条第3項準用)				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく軽微な工事方法の変更の届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
専用自動車道の再開検査	道路運送法第75条第3項 (第60条第1項準用)				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく再開検査が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
専用自動車道の保安上の供用制限の認可	道路運送法第75条第3項 (第63条第1項前段準用)				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく保安上の供用制限の認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
専用自動車道の保安上の供用制限の変更の認可	道路運送法第75条第3項 (第63条第1項後段準用)				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく保安上の供用制限の変更の認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
専用自動車道の構造又は設備の変更の認可	道路運送法第75条第3項 (第67条準用)				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく構造及び設備の変更の認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
専用自動車道の構造又は設備の軽微な変更の届出	道路運送法第75条第3項 (第67条準用)				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく構造及び設備の変更の軽微な変更の届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
専用自動車道の災害報告	道路運送法第75条第3項 (第68条第4項準用)				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく災害の報告が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
自動車道事業者の法人設立の完了等の届出 (1)法人の設立の完了 (2)事業者の死亡 (3)工事方法の変更命令等の実施 (4)事業者の氏名、名称、住所の変更 (5)事業者たる法人の役員、定款等の変更 (6)自動車道事業に関する団体の解散等	自動車道事業規則 道路運送法 第34条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく法人設立の完了等の届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
貨物自動車運送事業者に対する有償旅客運送の許可 (1)一般貨物自動車運送事業 (2)特定貨物自動車運送事業 (3)貨物軽自動車運送事業	道路運送法第83条				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可	貨物自動車運送事業法第29条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
特定貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可	貨物自動車運送事業法第35条第6項(第29条第1項準用)				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
第二種利用運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可	貨物自動車運送事業法第37条第3項(第29条第1項準用)				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定	貨物自動車運送事業法第38条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき設立された法人の解散が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定	貨物自動車運送事業法第43条				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき設立された法人の解散が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
保障事業(ひき逃げ)のてん補後、損害賠償責任者が判明した場合の通知	自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則第11条				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:ひき逃げ犯等の本来の損害賠償責任者の判明が困難なため実績が少ないが、判明するケースも想定されるため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
自動車登録番号標交付代行者の指定	道路運送車両法第25条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき自動車登録番号標交付代行者の指定の申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
自動車登録番号標交付代行者の自動車登録番号標交付手数料の認可	道路運送車両法第27条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき自動車登録番号標交付手数料の認可申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
保管中の自動車登録番号標の紛失の届出	自動車登録番号標交付代行者規則第8条第3項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき自動車登録番号標の紛失の届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	

事業場の位置の変更又は事業の休止若しくは廃止の承認	自動車登録番号標交付代行者規則第10条第1項					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき指定された交付代行者の事業場の位置の変更又は事業の休止若しくは廃止が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
自動車登録番号標交付代行者の法人の解散等(1)法人等の解散(2)交付代行者の死亡(3)事業廃止(4)交付代行者の氏名等の変更	自動車登録番号標交付代行者規則第12条第1項					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき指定された交付代行者の解散等が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
OCRに用いる申請書等の様式等の承認	自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第5条第1項					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき申請書等の様式申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
被災自動車に係る納付税額の確認	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第15条の5第1項					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき被災自動車に係る納付税額の確認が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
自動車検査用機械器具の校正を行う者の指定	指定自動車整備事業規則第12条第1項(道路運送車両法)	平成15年度省令改正(平成16年4月目途)により登録制度に移行するため廃止	現在、校正を行う者が1社であるため、平成16年4月(予定)に登録制度に移行後の動向により、申請制度を創設する予定				現在、指定を受けるための申請制度は無いが、今後、登録制度に移行するに当たり、申請制度を創設する予定
事業開始期間の延長	港湾運送事業法第8条第2項					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき天災その他やむを得ない事由により事業を開始することができない場合があり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
相続の認可	港湾運送事業法第18条第4項及び同法第22条の2第6項(準用)					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づき相続人が被相続人の行っていた港湾運送事業を引き続き営もうとする場合があり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
公益命令による損失補償の請求	港湾運送事業法施行規則第18条第1項<港湾運送事業法第18条の3第1項及び同法第22条の2第6項(準用)>					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法第18条の2第2項の規定に基づき公益命令による損失の補償をしなければならぬとされているため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
認定の追加の届出	工業標準化法第19条の3工業標準化法に基づく表示認定等に関する省令第7条	-	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:当該法令に基づき手続の実施が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
国土交通大臣の承認	独立行政法人港湾空港技術研究所法					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:当該法令に基づき手続の実施が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
飛行場の工事完成予定期日変更許可	航空法第41条第2項					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく届け出があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
飛行場の工事完成予定期日変更届出	航空法第41条第3項					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく届け出があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
公共用飛行場の供用休止又は廃止の許可	航空法第44条第1項					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく届け出があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
公共用飛行場の供用再開の検査	航空法第44条第4項					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく届け出があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
公共用飛行場の供用再開期日の届出	航空法第44条第5項(航空法第42条第3項準用)					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく届け出があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
非公共用飛行場又は航空保安施設の供用の休止又は廃止の届出	航空法第45条第1項					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく届け出があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
国土交通大臣の設置する飛行場の制限表面の上に出る既存物件の除去に伴う物件等の買収申告	航空法第55条の2第2項(航空法第49条第3、4項準用)					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく届け出があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
国土交通大臣の設置する飛行場の制限表面の用途制限による土地の買収申告	航空法第55条の2第2項(航空法第50条第1、2項準用)					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく届け出があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
国土交通大臣の設置する飛行場の外側制限表面の上に出る既存物件の除去に伴う物件等の買収申告	航空法第56条の4第3項(航空法第49条第3、4項準用)					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく届け出があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
飛行場又は航空保安施設の設置者の地位承継の許可	航空法第55条第1項					「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく届け出があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	

飛行場又は航空保安施設の設置者の地位承継の届出	航空法第55条第4項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく届け出があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
耐空検査員の証を失った場合の届出	航空法施行規則第238条1<航空法>				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:紛失した耐空検査員証の悪用を防止するため、手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
技能証明書若しくは航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を失った場合の届出(30日以内に再交付を申請する場合を除く。)	航空法施行規則第238条3				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく届け出があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
航空従事者又は操縦練習生が死亡し、又は失踪の宣言を受けた場合であって、その技能証明又は航空機操縦練習許可書を失っているときの届出	航空法施行規則第238条4				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく届け出があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
飛行場の管理の委託及び受託があった場合の届出	航空法施行規則第238条5<航空法>				「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
飛行場の設置者の氏名又は住所に変更があった場合の届出	航空法施行規則第238条5<航空法>				「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
法人又は組合である飛行場の設置者が名称、主たる事務所の所在地、役員若しくは社員又は定款若しくは規約に変更があった場合の届出	航空法施行規則第238条5<航空法>				「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
団体入場の届出	空港管理規則第3条第1項				「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
混雑の予想の届出	空港管理規則第4条				「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
現状回復しない場合の承認	空港管理規則第10条				「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
営業の譲渡等の承認(第1類営業者)	空港管理規則第13条第1項				「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
営業の譲渡等の届出(第3類営業者)	空港管理規則第13条第4項				「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
施設の一部利用の承認	空港管理規則第15条				「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
有料バスの乗客の乗降場所に関する承認	空港管理規則第17条第5号				「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
武器等の携帯等の承認	空港管理規則第18条第3号				「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
可燃性液体等の保管等の承認	空港管理規則第18条第6号				「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
航空事故の報告	航空法第76条第2項				「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく報告が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
航空保安施設の機能障害等の報告	航空法第76条第3項				「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく報告が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
飛行禁止区域の飛行の許可	航空法第80条但書				「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
運送事業用航空機の編隊飛行の許可	航空法第84条第1項				「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
無操縦者飛行の許可	航空法第87条第1項				「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	

容器又は包装が安全性に関する基準に適合していることについての検査の届出	航空法施行規則第194条第2項第1号ロ					「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
輸送許可放射性輸送物以外の放射性輸送物とする承認	航空法施行規則第194条第2項第2号イ					「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
雲中及び夜間の物件の奥航行の許可	航空法施行規則第195条第7号					「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
六フッ化ウランが収納され、又は包装された放射性輸送物以外の放射性輸送物の安全基準適合確認を行う者の指定	航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示(航空法)第11条第1項第2号					「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
書面審査により安全を確認し得る放射性輸送物の輸送を行う者の指定	航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示(航空法)第24条					「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
放射性輸送物の輸送の特別措置の承認	航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示(航空法)第28条					「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
指定本邦航空事運送事業者の指定	航空法第72条第5項					「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
運航管理者の養成施設の指定の申請	航空法第78条第4項					「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
技能審査員の認定の申請	航空法施行規則第171条の3					「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
中部国際空港等の設置及び管理を行う者の指定	中部国際空港の設置及び管理に関する法律第4条第1項					「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
指定会社の商号等の変更の届出	中部国際空港の設置及び管理に関する法律第4条第3項					「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
指定会社の中部国際空港の設置等を効率的に行うために必要な事業の認可	中部国際空港の設置及び管理に関する法律第6条第2項					「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
指定会社の合併、分割及び解散の認可	中部国際空港の設置及び管理に関する法律第17条					「手続きの性質上、僅少な手続き」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続きとして設けておく必要がある。)	
石油パイプライン事業の許可	石油パイプライン事業法第5条第1項	-	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく許可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
事業用施設、取扱油種等の変更の許可	石油パイプライン事業法第8条第1項	-	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく許可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
事業用施設等の軽微な変更等の届出	石油パイプライン事業法第8条第2項	-	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
代表者の氏名、住所等の変更の届出	石油パイプライン事業法第9条	-	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
事業の全部の譲渡、譲受けの認可	石油パイプライン事業法第10条第1項	-	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
事業者法人の合併の認可	石油パイプライン事業法第10条第2項	-	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
相続による事業者の地位の承継の届出	石油パイプライン事業法第11条第2項	-	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
事業の休廃止の許可	石油パイプライン事業法第12条第1項	-	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく許可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
法人の解散の認可	石油パイプライン事業法第12条第2項	-	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	

工事計画の認可	石油パイプライン事業法第15条第1項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
工事計画の認可申請期限の延長	石油パイプライン事業法第15条第4項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく認可の延長が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
工事計画の変更の認可	石油パイプライン事業法第15条第6項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
工事計画の軽微な変更の届出	石油パイプライン事業法第15条第7項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
事業用施設の工事の完成検査	石油パイプライン事業法第16条第1項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく検査が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
完成検査を受ける期限の延長	石油パイプライン事業法第16条第3項（第15条第4項準用）	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく延長が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
事業用施設の一部の完成検査	石油パイプライン事業法第16条第4項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく検査が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
工事不要の事業用施設の検査	石油パイプライン事業法第18条第1項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく検査が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
工事計画の認可（第15条第1項本文に規定する以外のもの で「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」で定めるもの）	石油パイプライン事業法第19条第1項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
事業用施設の完成検査（第15条第1項本文に規定する以外のもの で「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」で定めるもの）	石油パイプライン事業法第19条第2項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく検査が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
軽微な工事実施の届出	石油パイプライン事業法第19条第3項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
緊急を要する工事の届出	石油パイプライン事業法第19条第3項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
工事計画の変更の認可（第15条第1項本文に規定する以外のもの で石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」で定めるもの）	石油パイプライン事業法第19条第4項（第15条第6項準用）	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
工事計画の軽微な変更の届出	石油パイプライン事業法第19条第4項（第15条第7項準用）	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
石油輸送規程の認可	石油パイプライン事業法第20条第1項前段	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
石油輸送規程の変更認可	石油パイプライン事業法第20条第1項後段	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
保安規程の認可	石油パイプライン事業法第27条第1項前段	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
保安規程の変更の認可	石油パイプライン事業法第27条第1項後段	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
保安技術者の選任の届出	石油パイプライン事業法第28条第2項前段	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
保安技術者の解任の届出	石油パイプライン事業法第28条第2項後段	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
事故速報及び事故詳細の報告	石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令<石油パイプライン事業法>第10条第1項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく報告が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	

特殊設計の認可	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令<石油パイプライン事業法>第3条第1項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由: 同法に基づき認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
保安技術者の特例選任の承認	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令<石油パイプライン事業法>第4条第2項但書	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由: 同法に基づき承認が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けているものと同等以上の知識及び技術を有していることの認定	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令<石油パイプライン事業法>第4条第4項第2号	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由: 同法に基づき認定が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
保安検査時期の変更の承認	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令<石油パイプライン事業法>第6条第2項但書	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由: 同法に基づき承認が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
商工組合に対する倉荷証券の発行許可	中小企業団体の組織に関する法律第17条第7項(中小企業等協同組合法第9条の3準用)	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由: 同法に基づき許可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
商工組合連合会に対する倉荷証券の発行許可	中小企業団体の組織に関する法律第3条(第17条第7項準用)	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由: 同法に基づき許可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
事業協同組合に対する倉荷証券の発行許可	中小企業共同組合法第9条の3第1項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由: 同法に基づき許可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
協同組合連合会に対する倉荷証券の発行許可	中小企業共同組合法第9条の9第4項(第9条の3第1項準用)	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由: 同法に基づき許可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
事業計画等の変更届出(事業計画 倉庫保管約定書)	中小企業協同組合法等による倉荷証券発行許可等に関する省令<中小企業協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律・商店街振興組合法>第2条第1項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由: 同法に基づき届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
受寄物入庫高、出庫高及び期末保管残高報告書	中小企業協同組合法等による倉荷証券発行許可等に関する省令<中小企業協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律・商店街振興組合法>第3条	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由: 同法に基づき報告が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
倉庫証券発行高、回収高及び年度末流通高報告書	中小企業協同組合法等による倉荷証券発行許可等に関する省令<中小企業協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律・商店街振興組合法>第3条	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由: 同法に基づき報告が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
臨時報告書の提出(組合の名称・住所変更 定款(地区・事業・組合員等の資格等)の変更 組織変更 保管事業の全部又は一部の廃止 代表役員の変更 保管事業に関する重大な事実の発生)	中小企業協同組合法等による倉荷証券発行許可等に関する省令<中小企業協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律・商店街振興組合法>第4条	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由: 同法に基づき報告が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
合併による権利義務の承継の届出	中小企業協同組合法等による倉荷証券発行許可等に関する省令<中小企業協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律・商店街振興組合法>第8条	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由: 同法に基づき届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
流通業務効率化基盤整備事業の事業計画の認定	流通業務市街地の整備に関する法律第47条の2第1項			平成14年度法令改正により廃止(施行日未定・平成16年7月までに施行)		
流通業務効率化基盤整備事業の事業計画の変更認定	流通業務市街地の整備に関する法律第47条の3第1項			平成14年度法令改正により廃止(施行日未定・平成16年7月までに施行)		
トラックターミナル事業の許可	自動車ターミナル法第3条	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由: 同法に基づき許可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
使用料金の設定の届出	自動車ターミナル法第7条第1項前段	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由: 同法に基づき届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
事業の譲渡、譲受の認可	自動車ターミナル法第12条第1項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由: 同法に基づき認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	

法人の合併の認可	自動車ターミナル法第12条第2項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
事業の譲渡、合併及び相続の届出	自動車ターミナル法第12条第5項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
貨物運送効率化事業の事業計画の認定	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第16条第1項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく認定が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
貨物運送効率化事業の事業計画の変更認定	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第17条第1項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
発券倉庫業者の相続の認可	倉庫業法第19条第2項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく認可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
漁業協同組合に対する倉荷証券の発行許可	水産業協同組合法第12条第1項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく許可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
漁業協同組合連合会に対する倉荷証券の発行許可	水産業協同組合法第9条第1項（第12条第1項準用）	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく許可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
水産加工業協同組合に対する倉荷証券の発行許可	水産業協同組合法第9条第1項（第12条第1項準用）	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく許可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
水産加工業協同組合連合会に対する倉荷証券の発行許可	水産業協同組合法第10条第1項（第12条第1項準用）	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく許可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
森林組合に対する倉荷証券発行許可	森林組合法第15条第1項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく許可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	
森林組合連合会に対する倉荷証券発行許可	森林組合法第10条第1項（第15条第1項準用）	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。 理由：同法に基づく許可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある	

事業計画等の変更届出（事業計画書 倉庫保管約定書）	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令<水産業協同組合法・森林協同組合法>第2条第1項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：同法に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある）	
臨時報告書の提出（組合の名称・住所変更 定款（地区・事業・組合員等の資格等）の変更 保管事業の全部又は一部の廃止 代表役員の変更 保管事業に関する重大な事実の発生）	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令<水産業協同組合法・森林協同組合法>第4条	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：同法に基づく報告が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある）	
倉荷証券発行の許可承継の届出	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令<水産業協同組合法・森林協同組合法>第6条	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：同法に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある）	
商店街振興組合に対する倉荷証券発行許可	商店街振興組合法第14条第1項	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：同法に基づく許可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある）	
商店街振興組合連合会に対する倉荷証券の発行許可	商店街振興組合法第19条第2項（第14条第1項準用）	-	-	-	「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：同法に基づく許可が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある）	
総会の招集請求	船員労働委員会規則第15条第1項第3号				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：本規則に基づく委員による総会の招集請求が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある）	
女子船員機会均等調停委員会への補佐人許可申請	船員労働委員会規則第29条の5第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：本規則に基づく補佐人の申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある）	
女子船員機会均等調停委員会への代理人許可申請	船員労働委員会規則第29条の5第5項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：本規則に基づく代理人の申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある）	
女子船員機会均等調停委員会の調停案の受諾書の提出	船員労働委員会規則第29条の9第3項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：本規則に基づく調停案の受諾書が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある）	
労働組合資格再審査の申立	船員労働委員会規則第34条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：本規則に基づく資格審査の再審査申立が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある）	
地方公営企業労働関係法の認定の申出	船員労働委員会規則第36条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：本規則に基づく認定の申出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある）	
地方公営企業労働関係法の認定手続に伴う資料の提出	船員労働委員会規則第37条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：本規則に基づく認定の申出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある）	
不当労働行為事件審問における当事者追加申立	船員労働委員会規則第44条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：本規則に基づく当事者追加の申立が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある）	
不当労働行為事件の審問の参与申出	船員労働委員会規則第54条第5項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：本規則に基づく審問の参与申出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある）	
不当労働行為事件の証人尋問の申出	船員労働委員会規則第55条第8項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：本規則に基づく当事者による証人尋問の申出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある）	
不当労働行為の再審査申立	船員労働委員会規則第64条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（2003年5月に申立実績あり）	申立実績あり
労働争議調停申請	船員労働委員会規則第74条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（2001年8月に申請実績あり）	申請実績あり
申請書補正	船員労働委員会規則第75条第3項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：本規則に基づく申請書の補正が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある）	
調停の取下申請	船員労働委員会規則第83条				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（理由：本規則に基づく調停の取り下げの申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある）	
労働争議の調停案に対する回答	船員労働委員会規則第85条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。（2001年8月に調停案に対する回答を行った実績あり）	回答実績あり

労働争議の調停案に対する疑義に関する申請	船員労働委員会規則第86条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:本規則に基づく調停案の解釈又は履行に関する見解の明示の申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
----------------------	------------------	--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------	--

仲裁取下申請	船員労働委員会規則第89条				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:本規則に基づく仲裁の取り下げ申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
個別労働関係紛争あっせんの補佐人許可申請	船員労働委員会規則第97条第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:本規則に基づく補佐人の申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
個別労働関係紛争あっせんの代理人許可申請	船員労働委員会規則第97条第3項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:本規則に基づく代理人の申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
個別労働関係紛争のあっせん案受諾申請	船員労働委員会規則第98条第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:本規則に基づく紛争当事者によるあっせん案の受諾が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
個別労働関係紛争の意見聴取の申し立て申請	船員労働委員会規則第99条				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:本規則に基づく労使委員からの意見聴取の申立が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
個別労働関係紛争のあっせん手続きの参加拒否表明	船員労働委員会規則第100条第1項第1号				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(2002年10月に参加拒否表明を行った実績あり)	参加拒否表明実績あり
個別労働関係紛争のあっせん手続の打ちりの申し出	船員労働委員会規則第100条第1項第3号				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:本規則に基づくあっせん打ちりの申出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
地方公営企業労働関係法施行令第2条に基づく調停又は仲裁の申請	地方公営企業労働関係法施行令第2条				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同施行令に基づく調停又は仲裁の申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
女子船員機会均等調停委員会における関係当事者からの申立	船員労働委員会規則第29条の8				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:本規則に基づく労使委員からの意見聴取の申立が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
受領書の提出	船員労働委員会規則第58条第1項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(2003年5月以降提出実績あり)	提出実績あり
公聴会開催申請	運輸審議会一般規則第17条				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同省令に基づき公聴会開催申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
公述申込書及び公述書の提出	運輸審議会一般規則第35条				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同省令に基づき公述申込書及び公述書の提出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
公聴会特別開催時の公述申込書及び公述書の提出	運輸審議会一般規則第40条第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同省令に基づき公聴会特別開催時の公述申込書及び公述書の提出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
公述記録の閲覧の申出	運輸審議会一般規則第54条第2項				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同省令に基づき公述記録の閲覧の申出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
傍聴券の発行	運輸審議会一般規則第54条の2				「手続の性質上、僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同省令に基づき公聴会の傍聴券発行の申出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある)	
手続件数	378件	-	-	-	-	

(2) (1)以外で必要性が失われたため廃止するもの

手続名	根拠法令	措置内容			備考
		2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	
の請求	法施行規則第 条	省令改正により廃止			
についての認可申請	法第 条第 項	法令改正により廃止			
手続件数	0件	-	-	-	-